

設置計画履行状況報告書・補足説明資料（教職大学院）

横浜国立大学大学院 教育学研究科 高度教職実践専攻
【教職大学院】

国立大学法人横浜国立大学
平成30年5月1日現在

作成担当者

担当部局（課）名 総務企画部総務企画課

職名・氏名

電話番号 045-339-3175

（夜間） 同上

F A X 045-339-3055

e-mail kikaku.chosei@ynu.ac.jp

目次

教育学研究科

<高度教職実践専攻>

ページ

1. 調査対象研究科等の平成30年度入学者・在学者の状況・・・・・・・・	1
2. 既存の教員養成系修士課程の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3. 設置の趣旨等を記載した書類の履行状況・・・・・・・・	4
4. 教育委員会等との調整内容の履行状況・・・・・・・・	24

1 調査対象研究科等の平成30年度入学者・在学者の状況

① 調査対象研究科等の平成30年度入学者の状況

(教育学研究科高度教職実践専攻(専門職学位課程))

区 分		幼稚園	小学校	義務教育 学 校	中学校	中等教育 学 校	高 校	特別支援 学 校	その他	計	備 考
現 職 教 員	神奈川県 教育委員会		2		2		2	2		8	
	横浜市 教育委員会		2					1		3	
	川崎市 教育委員会		1							1	
	相模原市 教育委員会				1					1	
	小 計	0	5	0	3	0	2	3	0	13	
学部新卒学生			1		4		4			4	
その他(社会人等)											
合 計										17	

(注)・ コース等ごとに表を作成してください。

- ・ 黄色セル部分は自動計算されますので、手入力しないでください。
- ・ 現職教員については、現在所属する、休業・退職している場合は入学直前に所属していた学校種に基づいて計上してください。
- ・ 現職教員の区分は、各大学の実態に合わせて、適宜追加・削除してください。
- ・ 学部新卒学生・その他(社会人等)で教員免許を複数所持している場合は、該当する校種(幼稚園～特別支援学校)の区分すべてに記入し、「計」欄には実数を記入してください。
- ・ 学部新卒学生・その他(社会人等)で教員免許を所持していない場合は、「その他」に計上し、備考欄にその旨が分かるように記載してください。
- ・ 現職教員・学部新卒学生・その他(社会人等)のいずれについても、「その他」に分類される院生がいる場合は、具体的な内訳を備考欄に記載してください。

② 調査対象研究科等の平成30年度在学者の状況
(教育学研究科高度教職実践専攻(専門職学位課程))

区 分		幼稚園	小学校	義務教育 学 校	中学校	中等教育 学 校	高 校	特別支援 学 校	その他	計	備 考
現 職 教 員	神奈川県 教育委員会		2		2		2	2		8	
	横浜市 教育委員会		2					1		3	
	川崎市 教育委員会		1							1	
	相模原市 教育委員会				1					1	
	小 計	0	5	0	3	0	2	3	0	13	
学部新卒学生		1	2		6		6			7	
その他(社会人等)											
合 計										20	

(注)・コース等ごとに表を作成してください。

- ・ 黄色セル部分は自動計算されますので、手入力しないでください。
- ・ 現職教員については、現在所属する、休業・退職している場合は入学直前に所属していた学校種に基づいて計上してください。
- ・ 現職教員の区分は、各大学の実態に合わせて、適宜追加・削除してください。
- ・ 学部新卒学生・その他(社会人等)で教員免許を複数所持している場合は、該当する校種(幼稚園～特別支援学校)の区分すべてに記入し、「計」欄には実数を記入してください。
- ・ 学部新卒学生・その他(社会人等)で教員免許を所持していない場合は、「その他」に計上し、備考欄にその旨が分かるように記載してください。
- ・ 現職教員・学部新卒学生・その他(社会人等)のいずれについても、「その他」に分類される院生がいる場合は、具体的な内訳を備考欄に記載してください。

2 既存の教員養成系修士課程の状況

【教育学研究科教育実践専攻(M)】

(単位:人)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	備 考
入 学 者 数	現職教員				
	派遣制度	6	3	5	
	派遣制度以外	13	13	14	
	小計(a)	19	16	19	
	学部新卒学生(b)	69	54	54	
	その他(社会人等)(c)	25	27	22	
	計(d=a+b+c)	113	97	95	
	入学定員(e)	100	85	85	
	定員超過率(d/e)	113%	114%	112%	

(注)・本表は既存の教員養成系修士課程におけるすべての専攻について作成してください。

必要に応じて表を追加してください。

- ・黄色セル部分は自動計算されますので、手入力しないでください。
- ・学生募集停止中の研究科・専攻等については、「－」を記入するとともに、「備考」に「平成〇年度から学生募集停止」と記入してください。

3 設置の趣旨等を記載した書類の履行状況

① 設置の趣旨及び必要性

認可（設置）時の計画	履行状況
<p>ア 教育上の理念、目的</p> <p>教員の経験年数に著しく偏りのある神奈川県内の学校では、従来のように、管理職やベテラン教員が中心となって指導技術などを伝授する形の教員の育成は困難な状況であり、職場における同僚性を生かした学びを支え合う関係の中での教員育成が急務といえる。その観点から、学校経営の中核として活躍できる中核的中堅教員の養成と学び続ける意欲を持ち積極的に学校づくりに参画できる若手教員の養成が極めて重要な課題となる。</p> <p>そこで上記のような同僚性を構築或いは活性化させ、学校や地域が抱える諸課題に対して中心となって活躍できる人材の養成・育成を目的とする。</p> <p>イ どのような教員を養成するのか。</p> <p>本教職大学院が目指す人材像は、以下の通りである。</p> <p>① 学校や地域が抱える教育課題を認識かつ分析し、適切な教育・研究資源を活用しつつ、教員相互の同僚性を構築或いは活性化して、課題解決のプロセスで学校や地域のリーダーとして活躍し、自らも成長する中核的中堅教員</p> <p>② 実践者として学び続けることと研究能力を身に付けることを通して、自ら教育実践上の問題を発見し、その解決に努めるとともに、学校経営の視点も自覚しながら、同僚性を支える一員として、新しい学校づくりに積極的に参画できる新人教員</p> <p>学校づくりの中核となっていくべき中堅教員には、課題を正確に認識しかつ分析する能力と、その解決に向けて、学校内外の教育・研究資源を有効活用する能力が求められる。その際、課題解決は、校内或いは地域の教員相互の同僚性を構築或いは活性化して「チームとして」対応することが必須となっており、そうした「チーム」の組織化の能力も求められている。</p> <p>一方、若手教員はメンティとして、先輩教員の役割を理解してその助言や姿に学びつつ研究力を身に付け、自らの授業実践や学級経営上の問題を発見して、その解決に努めるとともに、学校経営の視点も持ちつつ、それを支える同僚の一人としての自覚を持ち、新しい学校づくりに積極的に参画できる資質能力が求められる。</p> <p>特に神奈川県のように、十年未満の初任者が半数を占める状態では、教員としての成長をこれまでのように先輩教員との自然発生的なインタラクションのみに期待することは難しい。そのため、ある程度計画的、人為的に、職場の中にメンタリングの機会と仕組みを作り出す必要がある。</p> <p>本専攻では、以上のような学校の中核となりうる中堅教員と、それを支える新人教員が、それぞれ自律的にその役割を果たすとともに、メンター及びメンティとして協働しつつ「チームとしての学校」づくりに参画できる資質能力を養うことを目指して</p> <p>こうした観点から、本専攻では、現職教員学生と学部新卒学生とを別のコースに所属させるのではなく、むしろ積極的に両者を同じ学びの場に立たせることで、人材育成の目的を実現していくこととする。</p>	<p>認可時の計画どおりに履行している。</p> <p>横浜国立大学教職大学院案内(付属資料①)参照。アドミッションポリシーは学生募集要項(付属資料②)、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーは履修の手引き(付属資料③)P1～2)参照。(29)</p> <p>横浜国立大学教職大学院案内(付属資料①)、横浜国立大学教職大学院概要(付属資料②)参照。アドミッションポリシーは学生募集要項(付属資料③)、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーは履修の手引き(付属資料④)P1～2)参照。(30)</p> <p>認可時の計画どおりに履行している。</p>

② 教育課程の編成の考え方及び特色

認 可 (設 置) 時 の 計 画	履 行 状 況
<p>ア 教育課程の編成の考え方</p> <p>① 共通科目について</p> <p>共通科目は、実務家教員と研究者教員が協働で授業を実施して、理論と実践を往還しながら、より深い実践的な学修を目指すものである。必修5領域に現代的な教育課題の領域を加え、神奈川県地域実態に合わせて「教育改革の現状と神奈川の教育事情」、「インクルーシブ教育の理論と課題」を必修科目とした。また「教科等の実践的な指導方法に関する領域」に関しては、共通科目の「授業デザインの理論と実践」「ICTを活用した授業改善」等において、アクティブ・ラーニング等の指導方法や教材研究、授業づくり、単元開発等の視点からの学修を行い、各教科等の指導力全体の向上を目指している。</p> <p>なお、特別支援学校教諭専修免許状を取得する場合には、以下に示す必修5領域の(特)と記された選択必修科目を選択することとする。</p> <p>原則として、現職教員学生と学部新卒学生の学生が同じ授業を受講する。学生の経験や能力の違いを踏まえて、授業科目の到達目標をそれぞれ設定しシラバスに示す。</p> <p>現職教員学生は、学校教育の実務に関する知識や技能を豊富に有しており、実務的な視点からの知見が提供される。学部新卒学生は最新の理論的知見を有しており、理論的な観点からの知見が呈される。教員が双方の知見を整理し、実務家教員、研究者教員の知見を合わせて多様な視点から考察を加えることで理論と実践の融合が図られる。</p> <p>共通科目 22単位</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育課程の編成・実施に関する領域 <ul style="list-style-type: none"> 「学習指導要領と教育課程の編成」 「特別支援教育の教育課程開発」(特) ○教科等の実践的な指導方法に関する領域 <ul style="list-style-type: none"> 「授業デザインの理論と実践」 「ICTを活用した授業改善」 「特別支援教育の授業デザイン」(特) 「個別の教育支援計画・個別の指導計画」(特) ○生徒指導、教育相談に関する領域 <ul style="list-style-type: none"> 「教育相談体制とカウンセリング」 「児童生徒がもつ課題の理解と指導方法」 ○学級経営、学校経営に関する領域 <ul style="list-style-type: none"> 「組織マネジメントと学校経営」 「学級経営・学級指導の実践と課題」 ○学校教育と教員の在り方に関する領域 <ul style="list-style-type: none"> 「教職メンタリングの理論と実践」 「教員の社会的役割と職能発達」 ○現代的な教育課題 <ul style="list-style-type: none"> 「教育改革の現状と神奈川の教育事情」 「インクルーシブ教育の理論と課題」(特) <p>② 分野別科目について</p> <p>選択科目は、共通科目の各領域で設定されている授業を土台としてより専門的に学修できる科目に加え、様々な教育課題に対応するための科目を設定した。選択科目についても、実務家教員と研究者教員が協働で授業を実施して、理論と実践を往還しながらより深い実践的な学修を目指すものである。15科目のうち、5科目以上を選択する。</p> <p>学部新卒学生向けの科目は、共通科目の教育課程の編成・実施、教科等の実践的な指導方法の発展的な内容として、学力、総合的な学習のカリキュラム、教材研究・単元開発に関するものを設定した。現職教員学生向けの科目は、学校経営的な視点を深めるために、校内研究・研修、教育の情報化と学校改革に関するもの、広い視野から教育を見直し、グローバル化に対応した教育のあり方を検討するために教育の国際比較を設定した。</p> <p>学部新卒学生は、原則として学部新卒学生向けの3科目と共通選択科目、特別支援教育に関する科目の中から2科目を選択する。現職教員学生は、原則として現職教員学生向け科目の3科目と共通選択科目、特別支援教育に関する科目の中から2科目を選択する。ただし、院生の課題に応じて、学部新卒学生が現職教員学生向け科目を選択すること、あるいはその逆も認めることとする。特別支援学校教諭専修免許状を取得する場合には、(特)と記された4科目の中から最低2科目を選択することとする。</p>	<p>認可時の計画どおりに履行している。 シラバス(付属資料④)参照。(29) シラバス(付属資料⑤)参照。(30)</p> <p>認可時の計画どおりに履行している。</p>

横浜国立大学教職大学院

選択科目 10単位以上

○共通選択科目

- 「教育実践研究の方法」
- 「教育実践論文演習」
- 「学習科学と教材開発」
- 「家庭・地域と連携した情報モラル教育」
- 「課題フィールドワーク」

○学部新卒学生向け科目

- 「基盤的な学力育成の理論と実践」
- 「総合的な学習の理念とカリキュラム開発」
- 「教材研究・単元開発」

○現職教員学生向け科目

- 「校内研究・研修の方法論」
- 「教育の情報化と学校改革」
- 「教育の国際比較」

○特別支援教育に関する科目

- 「特別支援学校経営の理論と実践」
- 「特別支援教育の理論と実践」
- 「特別支援教育コーディネータの役割と課題」
- 「発達障害児の心理と教育」

③ 実習科目について

実習は、二系統に分類して行う。一つの系統は基礎実習とし、「授業基礎実地演習」「学級・学年経営基礎実地演習」では、授業や学級経営に関する基本的なスキル等を実践を通して身に付けることを狙いとする。今一つは、メンタリングに関する実習であり、個別メンタリングを行う「メンタリング実地研究」と組織的なメンタリングを行う「チームメンタリング実地研究」で、主に教員間の協働性を活性化するための教職メンタリングの角度から実習を行う。

特別支援学校教諭専修免許状を取得する場合には、(特)と記された実習を選択することとする。なお、現職教員学生のうち実務経験によって免除を認められたものは、基礎実習を履修したものとみなし免除することができる。

学校実習科目 10単位

- 「授業基礎実地演習」
- 「学級・学年経営基礎実地演習」
- 「メンタリング実地研究」
- 「チームメンタリング実地研究」
- 「特別支援教育授業基礎実地演習」(特)
- 「特別支援学級・学年経営基礎実地演習」(特)
- 「特別支援教育メンタリング実地研究」(特)
- 「特別支援教育チームメンタリング実地研究」(特)

イ 教育課程の編成の特色

本専攻の教育課程は、学校教育にかかわる課題に、学校内、学校間、地域と協働して対応できるメンタリング能力の高い、教育活動の質を高める実践的問題解決能力を持った教員の育成を目的としてデザインした。

カリキュラム・ポリシーは以下の通りである。

【現職教員学生】

学校や地域のスクールリーダーとして活躍できる高度専門職として、教職を目指す学部新卒学生とともに学び合いながら、実践的知を理論によりさらに高度化し、責任感と意欲を高めることができるカリキュラムを提供する。

【学部新卒学生】

新しい学校づくりの一員として活躍できる専門職として、先輩教員とともに学び合いながら、理論と実践の往還により、確かな力として定着させ、学び続ける意欲をもった人材育成のできるカリキュラムを提供する。

さらに、神奈川県、各政令指定都市等の教育委員会からの要望事項を、「学校に足場を置いた教職員の組織的な学び合い(OJT)」「特別な支援を要する児童生徒への対応」「協働的・共生的な学び(グローバルな課題を含む)」「児童生徒指導の在り方」「ICTの活用、情報化への対応」「授業づくりや教育課程のあり方」の6つに大きく取り込みカリキュラムに反映させ、授業科目を対応させている。

また、学部版「教員養成スタンダード」を踏まえ、神奈川県教育委員会による教職大学院に要望する「到達目標」や横浜市教育委員会作成の「教職員のキャリアステージにおける人材育成指標」等を参考に教職大学院版「教員養成・育成スタンダード」に基づくカリキュラムを編成した。

認可時の計画どおりに履行している。

認可時の計画どおりに履行している。

履修の手引き(付属資料③P2～3)、横浜国立大学教職大学院スタンダード(付属資料⑤)参照。(29)

履修の手引き(付属資料④P2～3)、横浜国立大学教職大学院スタンダード(付属資料⑥)参照。(30)

③ 教員組織の編成の考え方及び特色

認 可 (設 置) 時 の 計 画	履 行 状 況
<p>ア 教員組織の編成の考え方</p> <p>・実務家教員の配置の考え方</p> <p>教職大学院の目的を組織的に実現していくために、本専攻では、研究者教員6人と実務家教員8人(うち3人は教育委員会からの派遣によるみなし専任)の計14人で編成する。</p> <p>実務家教員は、小学校、中学校、特別支援学校の実務経験を有している者7人、教育行政(文部科学省)の実務経験を有している者1人である。うち2人は行政職(県教育委員会)の経験を、3人は管理職(校長)としての経験を、2人は両方の経験を重ねている。なお、実務家教員の1名は、学年進行中に規定上の定年に達するため、行政職(県教育委員会)及び管理職(校長)としての経験を有する後任の教員を平成30年4月に採用する。実践経験を学生の指導に活かすと同時に、経験した学校種や教科を超えて連携協力校との協働研究を支えていくことが期待できる。</p> <p>研究者教員は、いずれも、学校現場の現状や教育実践について深い理解を持ち、これまで学校現場に根差した教育実践研究を積極的に行っている。</p> <p>・教員の年齢構成と定年規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30～39歳 1人 ・40～49歳 4人 ・50～59歳 4人 ・60～69歳 5人 <p>本学の定員は65歳。なお、上述の通り、実務家教員の1名は、学年進行中に規定上の定年に達するため、後任の教員を平成30年4月に採用する。</p> <p>イ 教員組織の編成の特色</p> <p>開設する科目は、神奈川県教育委員会、横浜市教育委員会、川崎市教育委員会、相模原市教育委員会からの要望に基づいて構成されている。共通科目、選択科目については、優れた専門性を持つ研究者教員と、連携する教育委員会や学校現場における豊かな実務経験を持つ実務家教員とが協働して行うことを原則とする。科目の内容によっては1人で担当、あるいは複数の実務家教員によって担当するものもある。実習科目、課題研究は、複数教員での協働による指導を基本とする。</p> <p>ウ 実務家教員と研究者教員の配置の比率の考え方</p> <p>記載なし</p> <p>エ 専任教員が担当する学部・大学院の科目一覧</p> <p>泉 真由子 【学部】病弱児指導論 2単位 課題ゼミナール 2単位 卒業研究 4単位 【既設院】病弱児教育学講義Ⅰ-Ⅱ(隔年開講) 2単位 病弱児教育学演習Ⅰ-Ⅱ(隔年開講) 2単位</p> <p>小計12単位</p>	<p>認可時の計画どおりに履行している。</p> <p>なお、実務家教員のうち、1名が平成29年度で定年に達したため、後任の教員を認可時の申請のとおり、平成30年4月に採用した。(30)</p> <p>認可時の計画どおりに履行している。</p> <p>上述のとおり、実務家教員のうち、1名が平成29年度で定年に達したため、後任の教員を認可時の申請のとおり、平成30年4月に採用した。(30)</p> <p>認可時の計画どおりに履行している。</p> <p>実務家教員8人、研究者教員6人の14人。専任教員数における実務家教員の割合は、57%。(29)</p> <p>平成30年度は、平成29年度と同様に実務家教員8人、研究者教員6人の14人。専任教員数における実務家教員の割合は、57%。(30)</p> <p>全学的な教育組織改編による調整等によって、以下の通り担当科目を変更した。平成29年度のみ開講科目は○、平成30年度以降開講科目は●を付した。設置計画時は46単位であったが、以下の通り平成29年度の専任教員が担当する学部・大学院の科目は40.5単位、平成30年度の科目は39単位となり、教職大学院の教育の質の確保の面からも問題ない。(29)</p> <p>教育学部生及び教育人間科学部生の学修を保障するため、以下の変更を行った。平成30年度の担当科目は、53.5単位となり、教職大学院の教育の質の確保の面からも問題ない。(30)</p> <p>泉 真由子 【学部】特別支援教育概論 2単位 特別支援基礎論 2単位 病弱児指導論 2単位 課題ゼミナール課題研究C(ゼミナール) 2単位 卒業研究 4単位 ●YNUの研究者と語る 2単位 【既設院】病弱児教育学講義Ⅰ-Ⅱ(隔年開講) 2単位 病弱児教育学演習Ⅰ-Ⅱ(隔年開講) 2単位 ●教育デザイン 4単位</p> <p>小計14(+8-20)単位</p>

横浜国立大学教職大学院

大島 聡
【学部】教育方法論 2単位

小計2単位

高木 まさき
【学部】教育実地研究 2単位
教職実践演習 2単位
【既設院】国語カリキュラム論講義Ⅰ(隔年開講) 2単位
国語カリキュラム論演習Ⅰ(隔年開講) 2単位
国語教授法講義Ⅱ(隔年開講) 2単位
国語教授法演習Ⅱ(隔年開講) 2単位

小計8単位

野中 陽一
【既設院】課題研究 4単位

小計4単位

渡部 匡隆
【学部】知的障害児の心理 2単位
特別支援教育研究法演習 2単位
【既設院】知的障害心理学講義Ⅰ-Ⅱ(隔年開講) 2単位
知的障害心理学演習Ⅰ-Ⅱ(隔年開講) 2単位

小計8単位

脇本 健弘 なし

石塚 等
【学部】カリキュラム論 2単位

小計2単位

大内 美智子 なし

佐野 泉
【学部】生徒・進路指導論 2単位
教育相談の基礎と方法 2単位

小計4単位

名執 宗彦 なし

米澤 利明
【学部】教職論 2単位
【既設院】課題研究 4単位

小計6単位

北村 公一 なし

椎名 美由紀 なし

持田 訓子 なし

柳澤 尚利 なし

合計46単位(4単位×14名=56単位)

大島 聡
【学部】コンピューティング(春学期・秋学期) 4単位
●教育方法論 1単位

小計4(5)単位

高木 まさき
【学部】国語教育演習Ⅱ 2単位
教職実践演習 2単位
●課題研究B(ゼミナール) 2単位
●卒業研究 4単位

小計4(4+0)単位

野中 陽一
【学部】○教職実践演習 0.1単位
○学校教育最前線 0.4単位
【既設院】○授業デザイン演習Ⅰ 2単位
○課題研究 4単位

小計6.5(60.5)単位

渡部 匡隆
【学部】●課題研究C(ゼミナール) 2単位
●卒業研究 4単位
【既設院】知的障害心理学講義Ⅰ-Ⅱ(隔年開講) 2単位
知的障害心理学演習Ⅰ-Ⅱ(隔年開講) 2単位
教育デザイン 4単位

小計6(6+2)単位

脇本 健弘 なし

石塚 等
【学部】●カリキュラム論 2単位

小計(2)単位

大内 美智子 なし

佐野 泉
【学部】●生徒・進路指導論 2単位
●教育相談の基礎と方法 2単位

小計(4)単位

名執 宗彦 なし

米澤 利明
【既設院】○教育経営論講義Ⅰ 2単位
○課題研究 4単位

小計6(0)単位

北村 公一 なし

椎名 美由紀 なし

持田 訓子 なし

柳澤 尚利 なし

合計40.5(3953.5)単位(4単位×14名=56単位)

※()内は、平成30年度担当単位数

④ 教育方法、履修指導の方法及び修了要件

認可(設置)時の計画	履行状況
<p>ア 標準修了年限、履修科目の年間登録上限、修了要件、既修得単位の認定方法、成績評価の方法等 標準修業年限は、現職教員学生及び学部新卒学生ともに2年間とする。ただし、県内教育委員会からの強い要望により現職教員の履修の便宜等に配慮し、7年以上の教職経験並びに2校以上の学校現場経験を有する者のうち、「授業基礎実地演習」「学級・学年経営基礎実地演習」「特別支援教育授業基礎実地演習」「特別支援学級・学年経営基礎実地演習」を履修したものとしてみなし免除することのできる教職経験をもつ者については、短期履修(1年)を認める。 修了要件は、共通科目(22単位)、選択科目(10単位)、学校実習科目(10単位、短期履修が認められた者は4単位)、課題研究(4単位)、合計46単位以上(短期履修が認められた者は40単位以上)修得し、GPAの基準を満たしていることとする。</p> <p>イ 学修の修了を総合的・最終的に確認するための方策等 学生は、各科目を通しての学びとリフレクションをポートフォリオに蓄積し、教員はシラバスに記載した評価方法に基づき評価を行うと同時に、関連する教職大学院教員養成・育成スタンダードの項目の達成度についても評価する。 課題研究科目「学校課題解決研究Ⅰ・Ⅱ」では、実習の報告や省察を行い、その結果を最終的には学校課題研究報告書としてまとめる。 修了は、単位数、必修科目の取得及びGPAの基準を満たしていることを確認のうえ、学校課題研究報告書の提出及び教職大学院研究成果報告会における発表を課題研究の担当教員及び副担当教員が審査する。さらに、高度教職実践専攻運営委員会において、教職大学院教員養成・育成スタンダードに基づき、本専攻の目標が達成されていることを総合的に確認する。最終的には、「研究科教授会」の議を経て修了を判断する。</p> <p>ウ 実践的な教育を行うための授業の工夫 授業は、6ターム制で行い、原則として研究者教員と実務家教員のチーム・ティーチング、少人数(最大15名)、「講義+演習」を基本とした90分2コマで実施する。6ターム制で行うことにより、同時に修得する科目数を少なくし、授業時間外の主体的な学習時間が確保され、集中して取り組みることができる。また、授業での学びを振り返りながら、より深い学びを実現することが可能となる。 各授業科目は、講義での理論的整理、演習での事例研究やワークショップ、連携協力校での実証授業や参与観察等で構成し、分析・省察を通した理論的裏付けに基づく知見の整理といった往還の過程をたどることで理論と実践の融合を図る。 院生の主体的・能動的な学びを重視し、グループ討議、ワークショップ、シミュレーション、事例研究、模擬授業等のアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れる。また、授業においても、連携協力校に加え、先進的、特色のある取り組みを行っている学校において、フィールドワーク、授業観察・分析を行う。その他、ICTを積極的に活用し、反転学習等のブレンディッド・ラーニングも導入する。発展的な学習として、教員と院生が協力して、教育課題の解決方法を探るプロジェクト研究を行うことにも取り組む。</p> <p>エ 現職教員学生と学部新卒学生の合同教育を行う場合の工夫 現職教員学生と学部新卒学生がともに学修することは、現職教員学生にとっては自分の実践を新たに見直す機会になり、学部新卒学生にとっては学び続ける教員のロールモデルを目の当たりにすることとなり、ともに実践上の課題に取り組む機会となる。また県内の各地域、校種の現職教員学生が幅広い課題を持ち寄りともに検討することによる「水平的学習」と、現職教員学生と学部新卒学生間の支援と学習モデル化から成立する「垂直的学習」の二軸の学習を、演習や実習の場において展開する。 なお、現職教員学生と学部新卒学生が同じ授業を受講する場合、経験や能力の違いを踏まえて到達目標と評価基準はそれぞれに設定し、個々の学生の経験値や習得状況に応じた指導を行う。</p> <p>オ 1年コースや長期コースを設定する場合の理念、方策 本専攻では、学校や地域のリーダーとして活躍し、自らも成長する中核的中堅教員の育成を目指しており、県内の各教育委員会から、中堅教員がより修学しやすいシステムづくりを協働して進めることについて強い要望がある。そこで、1年間の履修でも2年間の履修と同等以上の成果が見込めるよう短期履修のプログラムを工夫し、教員の短期履修に対応する。 現職教員の出願資格として、7年以上の教職経験並びに2校以上の学校現場経験を有する者という条件を設定し、教育委員会からの派遣命令による者及び修学を希望する者(大学院修学休業制度等によるものを含む)を各教育委員会で選考し、大学での審査を経て入学させる。 この条件を満たす教員には、授業研究や教材開発、学級・学年経営、児童生徒指導や教育相談、学校研究や教員研修等に関する実務経験及び研究業績に加え、主幹、主任としての実務経験等について、所属長が確認した「教育実践研究履歴申告書」の提出を求め、(特別支援教育)授業基礎実地演習(2単位)、(特別支援)学級・学年経営基礎実地演習(4単位)を修得したものとみなすことができる実務経験を有しているかについて、「短期履修」の可否に関する面接を行う。この教育実践研究履歴申告書に基づいた面接において、授業研究や教材開発、学級・学年経営等に関する実務経験及び実践研究に関する業績等が(特別支援教育)授業基礎実地演習、(特別支援)学級・学年経営基礎実地演習を通して学ぶ内容を満たしているかを判断する。</p>	<p>(進級状況、関係規程の抜粋等を転載又は添付すること)</p> <p>認可時の計画どおりに履行している。 成績評価については履修の手引き(付属資料③P6~7)参照。(29) 成績評価については履修の手引き(付属資料④P6~7)参照。(30)</p> <p>認可時の計画どおりに履行している。 履修の手引き(付属資料③P6~7)、横浜国立大学教職大学院スタンダード(付属資料⑤)参照。(29) 履修の手引き(付属資料④P6~7)、横浜国立大学教職大学院スタンダード(付属資料⑥)参照。(30)</p> <p>認可時の計画どおりに履行している。</p> <p>認可時の計画どおりに履行している。</p>

横浜国立大学教職大学院

カ 現職教員に対する実習免除の基準等

- ・実施の有無

実施する

- ・実習を免除する現職教員学生の教職経験を設定した考え方

現職教員の出願資格として、7年以上の教職経験並びに2校以上の学校現場経験を有する者という条件を設定しており、授業研究や教材開発、学級・学年経営、児童生徒指導や教育相談、学校研究や教員研修等に関する実務経験に加え、主幹、主任としての実務経験等が免除する実習科目の到達目標に達しているかを審査し、実習の免除の可否を判断する。

- ・教職経験と実習により修得させようとする内容との相関性

授業研究や教材開発、学級・学年経営、児童生徒指導や教育相談、学校研究や教員研修等に関する実務経験及び研究業績に加え、主幹、主任としての実務経験等が、(特別支援教育)授業基礎実地演習(2単位)、(特別支援)学級・学年経営基礎実地演習(4単位)を修得したものとみなすことができる実務経験を有しているか、免除科目の到達目標を審査基準とする。

- ・免除のプロセス

現職教員の出願資格を7年以上の教職経験並びに2校以上の学校現場経験と定めている。入学試験時には面接、書類審査による試験を行うが、免除を希望する者は「短期履修」の可否に関する面接を行う。「短期履修」の可否に関する面接は、教育実践研究履歴申告書・実務の状況に関する証明書をもとに免除科目の到達目標を達成しているかを審査する。免除の認定後は、学校実習時に指導教員が訪問指導を行う際、派遣元教育委員会の担当者が同行し、実践的な取組みを確認する。また、1年次終了の段階で、2年次終了時に達成すべき水準に達しているかどうかを学習達成度評価委員会で判定する。

短期履修終了後も、大学教員や指導主事等の連携協力校への訪問、各教育委員会等による研修会等での経過報告、修了1年後の教職大学院研究成果報告会における報告を通して、教育委員会との連携による修了生、連携協力校へのフォローアップを行う。

- ・教職経験の評価方法、評価体制

(特別支援教育)授業基礎実地演習(2単位)、(特別支援)学級・学年経営基礎実地演習(4単位)を修得したものとみなすことができる実務経験を有しているかについて、入学試験の口述試験終了後に「短期履修」の可否に関する面接を行う。この面接において、授業研究や教材開発、学級・学年経営等に関する実務経験及び実践研究に関する業績等が(特別支援教育)授業基礎実地演習、(特別支援)学級・学年経営基礎実地演習を通して学ぶ内容を満たしているかを判断する。

大学院就学中においても、教育委員会と連携し、学校実習時に指導教員が訪問指導を行う際、派遣元教育委員会の担当者が同行する機会を設定するなど、連携協力校における現職教員院生の実践的な取組みを確認する。

- ・実習免除の基準

授業基礎実地演習、特別支援教育授業基礎実地演習及び学級・学年経営基礎実地演習、特別支援学級・学年経営基礎実地演習の現職教員学生の到達目標を審査基準とし、概ね達成されていると判断した場合に修得したものとみなし、免除することができる。

- ・免除のために提出させる書類

授業研究や教材開発、学級・学年経営、児童生徒指導や教育相談、学校研究や教員研修等に関する実務経験及び研究業績に加え、主幹、主任としての実務経験等について、所属長が確認した「教育実践研究履歴申告書」の提出を求める。

教育実践研究履歴申告書には、以下の内容を盛り込むこととする。

- ① 教育課程の編成及び実施に関わった実務経験・研究業績について
- ② 教科等の実践的な指導や評価、教材開発に関する実務経験・研究業績について
- ③ 児童・生徒指導や教育相談に関する実務経験・研究業績について
- ④ 学級経営・学年経営に関する実務経験・研究業績について
- ⑤ 校務分掌等の学校の中で担う役割に関する実務経験・研究業績について
- ⑥ その他、授業研究、学校研究、教員研修等特筆すべき実務経験・研究業績について

- ・免除の判定方法及び判定する組織・体制

(特別支援教育)授業基礎実地演習(2単位)、(特別支援)学級・学年経営基礎実地演習(4単位)を修得したものとみなすことができる実務経験を有しているかについて、入学試験の口述試験終了後に「短期履修」の可否に関する面接を行う。この面接において、授業研究や教材開発、学級・学年経営等に関する実務経験及び実践研究に関する業績等が(特別支援教育)授業基礎実地演習、(特別支援)学級・学年経営基礎実地演習を通して学ぶ内容を満たしているかを判断する。

大学院就学中においても、教育委員会と連携し、学校実習時に指導教員が訪問指導を行う際、派遣元教育委員会の担当者が同行する機会を設定するなど、連携協力校における現職教員院生の実践的な取組みを確認する。

認可時の計画どおりに履行している。

認可時の計画どおりに履行している。

認可時の計画どおりに履行している。

認可時の計画どおりに履行している。

認可時の計画どおりに履行している。

認可時の計画どおりに履行している。

- ・様式、内容、所属長や任命権者が評価する資料をどのように活用しているか、記載すること。

認可時の計画どおりに履行している。

- ・入学者選抜手続と連動している場合どのように切り分けているか、記載すること。

認可時の計画どおりに履行している。

横浜国立大学教職大学院

- ・入学希望者や学生に対する周知内容、周知方法

本学ホームページなどの活用のほか、パンフレットを作成するなどして、各教育委員会や校長会を通じた本専攻の紹介に努めていく。また、連携協力校等における種々の研修の場においても、研修に参加する近隣の学校現場の教員などにも広く周知を図っていく。

- ・免除の実績及びそれが教育効果に与えている影響の分析・検証

修了後も、連携協力校として継続することにより、教育委員会と教職大学院の協働による学校課題解決への支援及び修了生へのフォローアップを行う。具体的には、①教職大学院の教員や教育委員会の指導主事等の連携協力校(ただし、履修終了後に異動があった場合には、異動後の職場)への訪問指導、教職大学院での学びを生かした取り組みの質の維持・向上の観点から、②各教育委員会等による研修会等での修了生の経過報告、③一年後の「教職大学院研究成果報告会」(教育委員会と共催)での修了生による取り組み全体の振り返りと成果報告などとし、その普及に努めることとする。

認可時の計画どおりに履行している。

- ・実績がある場合、免除した単位数。評価の結果免除しなかった場合があればどのような事情によるものか記載すること。
- ・実績がある場合、実習を免除することが教育効果にどのような影響を与えているか分析・検証結果を記載すること。

11名に対して実習(6単位)の免除を認定した。初年度で修了者がまだいないため、効果・影響については来年度検証する予定である。(29)

平成29年度の実習(6単位)の免除を認定した現職教員学生11名については、平成30年2月17日に学習達成度評価委員会を開催し、教職大学院教員養成・育成スタンダード(付属資料6)に基づき、本専攻の目標が達成しているかの確認を行い、高度教職実践専攻運営委員会、研究科教授会の議を経て修了認定がなされた。また、修了生の一部は、各教育委員会での研究発表会等での成果報告を行った。修了した11名の現職教員学生には、平成30年度にフォローアップを行い、平成31年2月の「教職大学院研究成果報告会」で修了後の取り組みの成果報告を行う予定である。

実習の免除を行うことで、在学期間2年の学生と同等の成果をあげ、1年間の短期履修が可能となった。本年度のフォローアップにより、支援を継続して行うことで、本専攻の教育効果が教育現場へ広がることが予想される。そのための、具体的なフォローアップ調査を行い、効果の検証を行う予定である。

平成30年度入学生については、現職教員学生12名の実習(6単位)の免除を認定した。(30)

※当初計画にある場合には、下記の事項を「認可(設置)時の計画」欄に記載し、その実施状況を「履行状況」欄に記載すること。また、認可(設置)時の計画にない場合、その旨を記載するとともに、左記の事項を「履行状況」欄に記載し、その実施状況を記載すること。

横浜国立大学教職大学院

⑤ 既存の学部（修士課程）との関係

認可（設置）時の計画	履行状況
<p>平成29年度には、本学全体の一体的改編の中で、教育人間科学部は、教員養成に特化すべく、人間文化課程を廃止して教育学部（定員230名）へと改編を行うとともに、教育学研究科（定員100名）に高度教職実践専攻（教職大学院、定員15名）を設置することとした。</p> <p>なお、中央教育審議会答申等による大学院レベルにおける教員養成は教職大学院に移行するとの方針に基づき、既設研究科の第4期中期目標期間における在り方を第3期中期目標期間中に見直す。</p>	<p>認可時の計画どおりに履行している。</p>

⑥ 入学者選抜の概要

認可（設置）時の計画	履行状況
<p>ア 入学者選抜の概要(選抜方法, 選抜体制等)</p> <p>①A日程 現職教員 口述試験及び書類審査(面接調査書、課題研究計画書) 学部新卒学生 小論文、口述試験及び書類審査(面接調査書、課題研究計画書)</p> <p>②B日程 現職教員 口述試験及び書類審査(面接調査書、課題研究計画書) 学部新卒学生 小論文、口述試験及び書類審査(面接調査書、課題研究計画書)</p> <p>※ 現職教員の場合、所属長の推薦書が必要。 ※ 1年履修プログラムの履修を希望する場合には、「教育実践研究履歴申告書」を提出し、(特別支援教育)授業基礎実地演習(2単位)、(特別支援)学級・学年経営基礎実地演習(4単位)を修得したものとみなして免除することができる実務経験を有しているかについて、口述試験終了後、引き続き「短期履修」の可否に関する面接を行う。 ※ 口述試験は、面接調査書、課題研究計画書の記載内容等に則して行う。 ※ 小論文は、今日的な教育課題の中から出題し、大学院での修学が可能な学力を有しているかどうかという観点で採点する。</p> <p>イ アドミッション・ポリシー 本専攻が目指す人材像は、次のとおりである。 【現職教員学生】 授業づくりや学級・学年経営等に関する基本的な知識を持ち、学校や地域の教育課題解決に向けて積極的に努力し学び続けようとする高い志を有する教員。 【学部新卒学生】 教員免許を有する者で神奈川県内の教員を志し、自らの課題意識を持ち、理論に裏打ちされた実践力を高め、同僚と協働しつつ生涯にわたって学び続ける意欲を有する者。</p> <p>ウ 現職教員受入れのための具体的方策 神奈川県教育委員会から8名程度(命令)、横浜市教育委員会から1～2名(希望)、川崎市教育委員会1～2名(命令)、相模原市教育委員会0～1名(命令)、附属学校0～1名、合計10～14名程度の派遣を目標としての数値というこで提示している。制度変更による不安定要素があるものの、10～15名程度の現職教員派遣は見込める可能性が高い。その他にも、既設研究科へは、例年、教育委員会からの派遣ではなく、自ら希望して入学してくる現職教員学生が20名前後はいるため、命令派遣の数に増減があったとしても、大学院生としての現職教員学生の数は満たされるものと考えている。</p> <p>また、現職教員に向けた広報活動としては、本学ホームページなどの活用のほか、パンフレットを作成するなどして、各教育委員会や校長会を通じた本専攻の紹介に努めていく。また、連携協力校等における種々の研修の場においても、研修に参加する近隣の学校現場の教員などにも広く周知を図っていく。</p> <p>各教育委員会とも、地域や学校の中核となりうる人材を派遣するとしており、修了後も県内各地域の教育を牽引する重要な立場への登用が意図されている。特に命令派遣による現職教員学生については、その性格が顕著であると言える。そのため、教育委員会の働きかけにも支えられながら、各地域にいる使命感の強い人材が多く受験希望するものと考えている。</p> <p>また、現職教員に向けた広報活動としては、本学ホームページなどの活用のほか、パンフレットを作成するなどして、各教育委員会や校長会を通じた本専攻の紹介に努めていく。また、連携協力校等における種々の研修の場においても、研修に参加する近隣の学校現場の教員などにも広く周知を図っていく。</p>	<p><学生数の状況, 入学者選抜要項の抜粋(教職大学院の該当部分)等を転載又は添付すること></p> <p>認可時の計画どおりに履行している。 学生募集要項(付属資料②)参照。(29) 学生募集要項(付属資料③)参照。(30)</p> <p>認可時の計画どおりに履行している。</p> <p>認可時の計画どおりに履行している。 平成29年度中に、新たに横浜国立大学教職大学院概要を作成し、教育委員会へ配布。本専攻の周知に努めている。また、年に3回入試説明会を行い、本専攻の趣旨等の周知に努めている。平成30年度も取り組みを継続していく予定である。横浜国立大学教職大学院概要(付属資料②)参照。(30)</p>

横浜国立大学教職大学院

エ 学部新卒者受入れのための具体的方策

本学ホームページの活用のほか、学部内オリエンテーション、既設研究科の説明会、各教育委員会が実施している教師塾等での広報に努める。さらに高大接続改革の一環として、オープンキャンパスでの広報に努めていくこと、また、本学と連携関係にある県立光陵高等学校や横浜市立桜丘高等学校等を土台にし、教職大学院の存在を意識させた教員養成に関するキャリア教育を高校生の段階から実施する取り組みの検討を進めている。

学部新卒学生に関しては、教育委員会との間で教職大学院への進学意欲を高めるインセンティブの在り方を協議中であり、教育学研究科合格者に対する名簿登載期間2年はすでに実現しているため、採用試験の一部免除などが狙上に載せられているが、その実現により、学部新卒学生の受験希望者を増やすことができると考えている。

認可時の計画どおりに履行している。
上述のとおり、平成29年度中に、新たに横浜国立大学教職大学院概要を作成し、入試説明会や窓口で配布。本専攻の周知に努めている。また、年に3回入試説明会を行い、本専攻の趣旨等の周知に努めている。平成30年度も取り組みを継続していく予定である。横浜国立大学教職大学院概要(付属資料②)参照。(30)

⑦ 取得できる免許状

認可(設置)時の計画	履行状況
<p>ア 取得できる免許状</p> <p>現在取得している教員免許状(一種)を基礎に、小学校教諭、中学校教諭(各教科)、高等学校教諭(各教科)、養護教諭、栄養教諭、特別支援学校教諭、の専修免許状を取得できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校教諭専修免許状 ・中学校教諭専修免許状 <p>国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、英語、保健、職業、職業指導、宗教、中国語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、韓国・朝鮮語、アラビア語</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校教諭専修免許状 <p>国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、工業、家庭、英語、保健、看護、情報、農業、商業、水産、福祉、商船、職業指導、宗教、中国語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、韓国・朝鮮語、アラビア語</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭専修免許状 ・栄養教諭専修免許状 ・特別支援学校教諭専修免許状(知的障害者、肢体不自由者、病弱者) 	<p>〈学部での免許状未取得者が入学した場合、専攻の履修に支障が生じないよう、どのような工夫(学部での開設科目の履修など)で修得させるのか記載すること〉</p> <p>認可時の計画どおりに履行している。 本専攻では、出願要件として教員免許状(一種)を取得見込みである学部新卒学生等、あるいは現職教員以外で既に教員免許状(一種)を取得している者と定めている。(29)</p>

⑧ 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の特例を実施する場合

認 可 (設 置) 時 の 計 画	履 行 状 況
<p>ア 修業年限</p> <p>イ 履修指導の方法</p> <p>ウ 授業の実施方法</p> <p>エ 教員の負担の程度</p> <p>オ 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、 必要な教員の配置</p> <p>カ 入学者選抜の概要</p>	<div style="text-align: center; border: 2px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>該当なし</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">〈必要に応じて時間割表等を用いて具体的に記載すること〉</p>

⑨ 2以上の校地において教育研究を行う場合

認 可 (設 置) 時 の 計 画	履 行 状 況
<p>ア 専任教員の配置、教員の移動への配慮</p> <p>イ 学生への配慮</p> <p>ウ 施設設備、図書</p> <p>エ 開設科目名及び開設科目ごとにおける対象の学生数</p>	<div style="text-align: center; border: 2px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>該当なし</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">〈校舎及び附属施設以外の場所で授業を行うに当たっては、告示の要件を満たすものであることを具体的に記載すること〉</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">〈施設・設備の概要、利用計画、利用状況等を記載すること〉</p>

⑩ 現職教員を対象とした教育の一部を本校以外の場所（サテライトキャンパス）で実施する場合

認 可 (設 置) 時 の 計 画	履 行 状 況
<p>ア 開講科目</p> <p>イ 教育研究環境、施設設備、図書</p> <p>ウ 教員の移動</p> <p>エ 受入れ学生数</p>	<div style="text-align: center; border: 2px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>該当なし</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">〈校舎及び附属施設以外の場所で授業を行うに当たっては、告示の要件を満たすものであることを具体的に記載すること〉</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">〈施設・設備の概要、利用計画、利用状況等を記載すること〉</p>

⑪ 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

認 可（設 置）時 の 計 画	履 行 状 況
<p>ア 実施場所, 実施方法, 学則における規定等</p>	<p>〈実施方法を記載するに当たっては、告示の要件を満たすものであることを具体的に記載すること。〉 〈学則における規定を添付〉</p>
<p>イ 開設科目名</p> <p>ウ 開設科目ごとにおける対象の学生数</p>	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; font-size: 2em; font-weight: bold;">該当なし</div>

⑫ 管理運営の考え方

認 可（設 置）時 の 計 画	履 行 状 況
<p>本専攻では、教育学研究科教授会の下に、高度教職実践専攻運営委員会を置く。高度教職実践専攻運営委員会には専攻長を置く。高度教職実践専攻運営委員会は、人事、予算、カリキュラム等の事項を審議する。専任教員、みなし教員及び兼任教員で構成する。</p> <p>高度教職実践専攻運営委員会の下に以下に示す3つの組織を置き、カリキュラム、連携協力校・学校実習、入試広報等について検討する。</p> <p>さらに、教職大学院と教育委員会、連携協力校の連携について協議する教職大学院連携会議（諮問会議）を設置する。</p> <p>ア 教授会:教育学研究科教授会</p> <p>① 構成員</p> <p>本研究科の教育を担当する本学の専任の教授、准教授及び講師</p> <p>② 開催状況</p> <p>年15回程度</p> <p>③ 審議事項等</p> <p>(1) 中期目標、中期計画、年度計画に関する事項 (2) 研究及び組織に関する事項 (3) 教育課程の編成に関する事項 (4) 学生の入学、修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項 (5) 研究指導等を担当する教員の選考に関する事項 (6) 国立大学法人横浜国立大学教員の就業に関する規則(平成16年規則第102号)の規定により教授会の議を経るものとされた事項 (7) その他研究科長が必要と認めるもの</p> <p>イ その他の組織体制</p> <p>(1) 教育学研究科高度教職実践専攻運営委員会</p> <p>① 構成員</p> <p>専攻を担当する専任の教授、准教授、講師、専門職大学院に関し必要な事項を定める件(平成15年文部科学省告示第53号)第2条第2項に規定する教員及び兼任教員</p> <p>② 開催状況</p> <p>年15回程度</p> <p>③ 審議事項等</p> <p>(1) 授業の担当及び教員の資格審査に関する事項 (2) 教育課程の編成に関する事項 (3) 学生の入学、成績評価、修了認定その他学生の在学に関する事項及び学位の授与に関する事項 (4) 中期目標、中期計画、年度計画に関する事項 (5) 前号に係る評価及び認証評価に関する事項 (6) 専攻の運営その他専攻長が必要と認める事項</p> <p>また、運営委員会の下に以下の3つの組織を置く。</p> <p>[1] カリキュラム部会 教職大学院の時間割や、共通科目、選択科目等カリキュラム全体的見直しを行う。</p> <p>[2] 連携協力校・学校実習部会 連携協力校との調整、学校実習の企画・運営・評価を担当する。また、教育委員会との連携による修了生及び連携協力校のフォローアップについても調整を行う。</p> <p>[3] 入試広報部会 教職大学院の入試全般及びアドミッション広報関係を検討する。</p>	<p>〈実習施設・教育委員会等と連携するため、管理運営体制にどのような組み込んでいるかという観点も記載すること。〉</p> <p>認可時の計画どおりに履行している。</p> <p>平成29年度は14回(月1回以上)開催。平成30年度も同様に開催予定。(30)</p> <p>〈実習施設・教育委員会等と連携するため、管理運営体制にどのような組み込んでいるかという観点も記載すること。〉</p> <p>認可時の計画どおりに履行している。</p> <p>横浜国立大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻運営委員会規則(付属資料⑥)参照。(29) 平成29年度は、15回開催(月1回以上)。③の審議事項に沿って、教員間の情報共有を図った。必要に応じて開催してきた各部会での検討事項の報告も、本運営委員会において行った。 平成30年度も同様に開催予定。横浜国立大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻運営委員会規則(付属資料⑦)参照。(30)</p>

横浜国立大学教職大学院

(2) 教職大学院連携会議(諮問会議)

教職大学院と教育委員会、連携協力校の連携について協議する教職大学院連携会議(諮問会議)を設置する。なお、学部と県内各教育委員会との連携協議会は設置済みである。

構成メンバーは、神奈川県教育局指導部長、教職員人事課長、企画調整担当課長、横浜市教職員人事部教職員育成課長、同担当課長、川崎市教職員課長、同担当課長、相模原市総合学習センター研究・研修班担当課長、学校教育部教職員課主幹、連携協力校(校長)、附属学校(附属学校部長)を予定している。教職大学院が養成する人材像、カリキュラムの内容、教員の派遣、学校実習の実施等の事項を審議する。教職大学院連携会議内に学習達成度評価委員会を置き、派遣されている現職教員学生の修了判定を行う。

認可時の計画どおりに履行している。

なお、平成28年度には、横浜国立大学教職大学院諮問会議規則を定め、その在り方等明確化を図った。なお、同会議において、教育委員会との調整を行い構成員等を以下のように修正し、明確化した。
横浜国立大学教職大学院諮問会議規則(付属資料⑦)参照。(29)

- ① 構成員
- (1) 教育学研究科長
 - (2) 高度教職実践専攻長
 - (3) 附属学校部長
 - (4) 教育学研究科高度教職実践専攻を担当する教員のうち、教育学研究科長が指名するもの 若干名
 - (5) 神奈川県教育委員会教育長が推薦する者 若干名
 - (6) 横浜市教育委員会教育長が推薦する者 若干名
 - (7) 川崎市教育委員会教育長が推薦する者 若干名
 - (8) 相模原市教育委員会教育長が推薦する者 若干名
 - (9) 連携協力校校長のうち、教育学研究科長が指名する者 若干名
 - (10) 教育学研究科長が必要と認める者

② 開催状況
年2回

- ③ 審議事項等
- (1) 養成する人材像に関する事。
 - (2) 教育のあり方に関する事。
 - (3) カリキュラムに関する事。
 - (4) 入試及び広報に関する事。
 - (5) 学位授与に関する事。
 - (6) 自己点検・評価に関する事。
 - (7) 教職大学院と教育委員会との連携に関する事。
 - (8) その他諸課題に関する事。

平成29年度は、4教育委員会委員及び連携協力校委員参加のもと、平成29年8月30日と、平成30年2月17日の2回開催した。横浜国立大学教職大学院諮問会議規則(付属資料⑧)参照。(30)

⑬ 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

認可(設置)時の計画	履行状況
<p>ア 大学全体のFDの取組</p> <p>大学全体の取り組みとして、大学教育総合センターFD推進部が主体となり、教育の質の向上のためFD及び授業改善等に向け初任教員研修会、FD・SD合宿研修会、FDシンポジウムを行っている。学部学生対象の授業について授業アンケートを実施し、現状を把握するとともに、教員がアンケート結果を参考に自ら授業方法等の改善を行うことで今後の授業の質向上及び本学のカリキュラムの見直しに役立っている。</p> <p>イ 教職大学院独自のFDの取組</p> <p>院生による授業評価を実施し、授業に対する意見や要望等を把握する。タームごと(年6回)に各授業科目の実施状況、学校実習及び課題研究の進捗状況、教員養成・育成スタンダードの達成状況について、教職大学院担当教員全員で確認し、改善点、問題点への対応について協議し、次年度の授業改善、カリキュラム改善に活かす。</p> <p>更に全学での取り組みに加え、以下の取り組みを行い、教員の資質向上に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各授業科目の担当者がチームで授業計画の立案、授業の実施、授業評価を行い、継続的に授業改善を進める。 ・教職大学院独自の授業アンケートを実施し、年に1回、院生を交えた授業に関する懇談会を実施する。 ・年間2回、授業の相互参観及び授業研究会を実施する。 ・学校実習の指導状況について、学校課題解決研究Ⅰ・Ⅱ、学校課題解決研究(特別支援教育)Ⅰ・Ⅱにおいて相互に報告し、必要に応じて指導計画の見直しを行う。 	<p>〈規程、開催状況、取組内容等〉</p> <p>認可時の計画どおりに履行している。</p> <p>〈規程、開催状況、取組内容等〉</p> <p>認可時の計画どおりに履行している。 なお、平成29年度は、具体的に以下の予定で実施する。(29)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・院生を交えた授業に関する懇談会は、平成30年2月14日実施予定 ・授業アンケートを踏まえ実施する。 ・年間2回、授業の相互参観及び授業研究会は、平成29年8月25日、平成30年2月28日実施予定 ・授業参観レポートをFD担当者がまとめ、教員全員に配布する。 ・実習の相互参観 ・各自参観レポートを作成、FD担当者がまとめ教員全員に配布する。 ・その他日常的な取り組みとして、指導教員と院生との対話の活性化と授業担当者同士の対話の活性化、授業最終回における授業者と院生との意見交換の場の設定等を行い、授業改善を図る。

<p>ウ 教職大学院専任教員の研究の質の向上に向けた取組</p> <p>共同研究の実施については、教職大学院スタッフによる共同研究を継続的に行う。科学研究費助成事業の申請や院生を交えた研究プロジェクト等に取り組み、研究成果を授業に活かす。教員業績報告の義務については、学部業績評価委員会では、3年に一度、所属する全教員の業績評価を実施している。教職大学院においても、これに準じて業績評価を実施し、教育研究活動の改善を図る。</p>	<p>平成29年度は、以下の通り実施した。(30)</p> <ul style="list-style-type: none">・院生を交えた授業に関する懇談会は、平成30年2月28日実施。・授業アンケートを踏まえ実施した。・年間2回、授業の相互参観及び授業研究会は、平成29年8月25日、平成30年2月28日実施。・授業参観レポートをFD担当者がまとめ、教員全員に配布した。・実習の相互参観・各自参観レポートを作成、平成30年2月28日の授業研究会において、FD担当者がまとめ教員全員に配布した。・その他日常的な取り組みとして、指導教員と院生との対話の活性化と授業担当者同士の対話の活性化、授業最終回における授業者と院生との意見交換の場の設定等を行い、授業改善を図った。 <p>また、平成30年度は、具体的に以下の予定で実施する。</p> <ul style="list-style-type: none">・院生を交えた授業に関する懇談会は、平成31年2月27日実施予定・年間2回、授業の相互参観及び授業研究会は、平成29年8月22日、平成30年2月27日実施予定・実習の相互参観、日常的な取り組みを平成29年度と同様に継続して実施予定 <p>認可時の計画どおりに履行している。</p>
---	---

⑭ 連携協力校等との連携

認可(設置)時の計画	履行状況
<p>ア 連携協力する学校名と具体的な連携内容</p> <p>神奈川県教育委員会、横浜市教育委員会、川崎市教育委員会、相模原市教育委員会との協定により、各教育委員会が重視する教育課題や人事構想等に基づいて派遣される現職教員学生の原籍校を、管理職の理解と支援を前提に、原則として連携協力校(移動式)とする。</p> <p>小学校、中学校の連携協力校(固定式)については、横浜市教育委員会、川崎市教育委員会、相模原市教育委員会において、派遣する現職教員学生が確定した段階で連携協力校(移動式)での対応が難しい場合に、調整を行うことになっている。</p> <p>高等学校については、総合学科高等学校である神奈川県立鶴見総合高等学校を連携協力校(固定式)に選定。特別支援学校については、神奈川県立金沢養護学校を連携協力校(固定式)に選定。</p> <p>イ 連携協力校以外の関係機関(民間企業、関係行政機関、教育センター等)の名称と具体的な連携内容 記載なし</p> <p>ウ 大学・学部が附属学校を設置している場合の活用方法 附属鎌倉小学校、附属鎌倉中学校、附属横浜小学校、附属横浜中学校、附属特別支援学校においては、「授業基礎実地演習」「学級・学年経営基礎実地演習」「特別支援教育授業基礎実地演習」「特別支援学級・学年経営基礎実地演習」の実習校として、附属学校独自の取り組みを、神奈川県内の教育課題と重ね合わせながら、「連携協力校」としての役割を担うこととする。</p>	<p>〈連携協力校の一覧表の見え消し版を添付すること。なお、認可(設置)時と変更が生じている場合は、個別の理由を記載すること。また、確保している学校と実際に学生に実習を行わせる学校との違いが分かるように記載すること〉</p> <p>小学校、中学校の連携協力校(固定式)として、新たに横浜市教育委員会と調整の上、横浜市立松本中学校を選定した。その他の連携協力校については、認可時の計画どおりに履行している。</p> <p>総括表(連携協力校等)、実習施設の概要(連携協力校)、承諾書(付属資料⑧)参照。</p> <p>現職教員学生については、原籍校である連携協力校(移動式)にそれぞれ配置。学部新卒学生については、新規連携協力校(固定式)、附属学校である連携協力校(固定式)、現職教員学生が在籍する連携協力校(移動式)に1名ずつ配置した。(29)</p> <p>平成29年度の報告時の変更を維持、その他の連携協力校については、認可時の計画どおりに履行している。連携協力校一覧(付属資料⑨)参照。</p> <p>平成30年度の現職教員学生は、原籍校である連携協力校(移動式)にそれぞれ配置。学部新卒学生は、連携協力校(固定式)、現職教員学生が在籍する連携協力校(移動式)、修了生が在籍する連携協力校(移動式)にそれぞれ配置した。(30)</p> <p>認可時の計画どおりに履行している。</p>

⑮ 実習の具体的計画

認可(設置)時の計画	履行状況
<p>ア 実習計画の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習目標 ・実習単位 ・具体的な実習内容 ・実習期間・時間 <p>「授業基礎実地演習」 単元を通じた指導計画を立案し、児童生徒の実態を踏まえた学習指導案を作成できるようにすることを目指す。授業においては、児童生徒の姿に応じて柔軟に実践ができ、授業後には、毎時間の児童生徒の学びを省察し、理論と実践を結びつけながら授業の改善ができるようになることを目指す。</p> <p>◎2単位 ◎ターム1(4月～5月) ◎1日6時間×10日(合計60時間)*事前・事後指導を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定式連携協力校(公立、附属)で実施する。 ・定期的な授業観察及び参与を通して、授業改善に関わる課題を明確化し、観察及び学習成果を元に、自ら授業実践等を行い、学校課題解決研究Ⅰでリフレクションを行う。 ・自らの実習を記録し、理論と結びつけながら、授業観察・実践の分析を行う。 ・観察及び学習成果を元に、自ら授業実践を行い、学校課題解決研究Ⅰでリフレクションを行う。 <p>「学級・学年経営基礎実地演習」 担任教師として自律して授業、学級経営を行うことができ、学年経営や校務分掌など学校経営に関しても、若手教師としての在り方や役割(学び続ける教員、学校作りの有力なメンバー)などを考えることができ、若手教師として校内で中心的存在になることを目指す。</p> <p>◎4単位 ◎ターム2・4～5(6月～7月・10月～1月) ◎1日6時間×20日(合計時間 120時間)*事前・事後指導、実習中の指導を含む</p>	<p>〈児童生徒に対する指導を行うのか行わないのかについても、分かるように記載すること〉</p> <p>〈現職教員学生が勤務に埋没しない工夫(勤務時間の割振の変更、研修扱い等)についても、分かるように記載すること〉</p> <p>認可時の計画どおりに履行している。(29)</p> <p>「メンタリング実地研究」及び「(特別支援教育)メンタリング実地研究」は、学生の学修への配慮から、第3タームの9月集中実施としていた開講時期を、ターム1～6の間の不定期開講に変更した。その他については、認可時の計画どおりに履行している。(30)</p>

横浜国立大学教職大学院

- ・固定式連携協力校(公立、附属)において、1年を通して授業、学級・学年経営や学校経営に携わる(校内研究会、研修会への参加、学校行事への参加、補助、様々な校務分掌の補助、校長、副校長、教頭、教務主任等のシャドーイングなども含む)。
- ・自らの実習を記録し、理論と結びつけながら、教育課題(研究課題)解決に向けた教育実践等の在り方を分析する。
- ・観察及び学習成果を元に、自ら教育実践等を行い、学校課題解決研究Ⅱでリフレクションを行う。

「チームメンタリング実地研究」

現職教員学生は、学校の課題解決をチームで効果的に行えるようになり、それによって、校内の同僚性の基盤を作ることができ、学校が抱える問題を解決することができるようになることを目指す。

学部新卒学生は、チームの活動を通して、若手教師としてどのように学校が抱える問題の解決に参画できるか考えられるようになり、また、若手教師として校内の教師と関係を築けるようになることを目指す。

◎2単位

◎ターム1～6(4月～1月)

◎不定期で実施 1日3時間×20日(合計60時間)*事前・事後指導、実習中の指導を含む

- ・現職教員学生は、自身の原籍校(移動式連携協力校(公立))で、原籍校教員を対象にメンタリングを行う。学部新卒学生の場合は、自身の問題関心に合わせて、いずれかの現職教員学生の原籍校で現職教員学生のメンタリングを観察・参画等を通してメンタリングについての学びを深める。
- ・大きく分けて4つの活動(学校組織・学校の課題分析、チームの設計、実施、評価)がある。
- ・実習の際は、タブレット端末を用いて記録を行う。また、学校課題解決研究Ⅰ・Ⅱにおいて記録した情報を共有、リフレクションを行う。

「メンタリング実地研究」

現職教員学生は、1対1のメンタリングを効果的に行えるようになり、それによって個々の教師が抱える課題を分析し、解決の支援ができるようになることを目指す。また、メンタリングによる他者支援を通して教師の成長プロセス(経験学習)を学び、自身の成長にも活かすことができる。

学部新卒学生は、メンタリング行為の観察・分析を通して、経験学習の各プロセスでどうすべきなのか理解し、専門家として自律的に学んでいく素地を身につける。また、自身が教師になった際の成長をイメージでき、自身が若手教師になった際に抱えると考えられる課題を把握し、適切な解決法を知る。加えて専門家としての教育的鑑識眼を養い、授業や学級経営においてどのように現場をみればよいのかわかる。そして、若手のリーダーとして後輩教員にメンタリングを行えるようになる。

◎2単位

◎9月に集中実施

◎1日6時間×10日(合計60時間)*事前・事後指導、実習中の指導を含む

- ・現職教員学生の原籍校(移動式連携協力校(公立))で行う。
- ・実習校の若手教員を対象に1対1のメンタリングを行う。
- ・現職教員学生は、これまで学習したメンタリング理論を用いて、1対1の個別メンタリングを行う。若手教員へのインタビューを行い、若手教員がどのような課題や悩みを抱えているのか分析を行い、それらに基づいて個別メンタリングを実施する。
- ・学部新卒学生は、現職教員学生が実施する1対1の個別メンタリングを観察し、分析を行う。その結果を踏まえて現職教員学生と振り返りを行う。また、後半には状況に応じて前半での分析成果をふまえてメンターとして教職大学院の学部新卒学生1年生を対象に、もしくは、若手教師の授業映像等を用いて模擬メンタリングを行う。
- ・分析結果を学校課題解決研究Ⅰ・Ⅱで共有、議論し、それらを踏まえ効果的なメンタリングについてレポートにまとめる。

「特別支援教育授業基礎実地演習」

単元を通じた指導計画を立案し、子どもの実態を踏まえた学習指導案を作成できるようになることを目指す。授業においては、子どもの姿に応じて柔軟に実践ができ、授業後には、毎時間の子どもの学びを省察し、理論と実践を結びつけながら授業の改善ができるようになることを目指す。

◎2単位

◎ターム1(4月～5月)

◎1日6時間×10日(合計60時間)*事前・事後指導を含む

- ・固定式連携協力校(公立、附属)で実施する。
- ・個々の児童生徒の教育的ニーズに応じた(それぞれの障害に配慮した)きめ細かい指導実践、複数の教員で学級や子どもの指導を行うチームティーチングの取り組みを観察及び参与する。
- ・定期的な授業観察及び参与を通して、授業改善に関わる課題を明確化し、観察及び学習成果を元に、自ら授業実践等を行い、学校課題解決研究Ⅰでリフレクションを行う。
- ・自らの実習を記録し、理論と結びつけながら、授業観察・実践の分析を行う。
- ・観察及び学習成果を元に、自ら授業実践を行い、学校課題解決研究Ⅰでリフレクションを行う。

横浜国立大学教職大学院

「特別支援学級・学年経営基礎実地演習」

担任教師として自律して授業、学級経営を行うことができ、学年経営や校務分掌など学校経営に関しても、若手教師としての在り方や役割(学び続ける教員、学校作りの有力なメンバー)などを考えることができ、若手教師として校内で中心的存在になることを目指す。

◎4単位

◎ターム2・4～5(6月～7月・10月～1月)

◎1日6時間×20日(合計時間 120時間)*事前・事後指導、実習中の指導を含む

- ・固定式連携協力校(公立、附属)において、1年を通して授業、学級・学年経営や学校経営に携わる(校内研究会、研修会への参加、学校行事への参加、補助、様々な校務分掌の補助、校長、副校長、教頭、教務主任等のシャドーイングなども含む)。
- ・学校生活全般を通して、個々の児童生徒への教育的ニーズへのきめ細やかな指導を行うこととともに、学級など集団としての関係性を築き個々と集団がともに成長発達できる環境を作る。
- ・自らの実習を記録し、理論と結びつけながら、教育課題(研究課題)解決に向けた教育実践等の在り方を分析する。
- ・観察及び学習成果を元に、自ら教育実践等を行い、学校課題解決研究Ⅱでリフレクションを行う。

「特別支援教育チームメンタリング実地研究」

◆特別支援教育チームメンタリング実地研究

現職教員学生は、学校の課題解決をチームで効果的に行えるようになり、それによって、校内の同僚性の基盤を作ることができ、学校が抱える問題を解決することができるようになることを目指す。

学部新卒学生は、チームの活動を通して、若手教師としてどのように学校が抱える問題の解決に参画できるか考えられるようになり、また、若手教師として校内の教師と関係を築けるようになることを目指す。

◎2単位

◎ターム1～6(4月～1月)

◎不定期で実施 1日3時間×20日(合計60時間)*事前・事後指導、実習中の指導を含む

- ・現職教員学生は、自身の原籍校(移動式連携協力校(公立))で、原籍校教員を対象にメンタリングを行う。学部新卒学生の場合は、自身の問題関心に合わせて、いずれかの現職教員学生の原籍校で現職教員学生のメンタリングを観察・参画等を通してメンタリングについての学びを深める。
- ・大きく分けて4つの活動(学校組織・学校の課題分析、チームの設計、実施、評価)がある。
- ・実習の際は、タブレット端末を用いて記録を行う。また、学校課題解決研究Ⅰ・Ⅱにおいて記録した情報を共有、リフレクションを行う。

「特別支援教育メンタリング実地研究」

現職教員学生は、1対1のメンタリングを効果的に行えるようになり、それによって個々の教師が抱える課題を分析し、解決の支援ができるようになることを目指す。また、メンタリングによる他者支援を通して教師の成長プロセス(経験学習)を学び、自身の成長にも活かすことができる。

学部新卒学生は、メンタリング行為の観察・分析を通して、特別支援学校あるいは普通学校の特別支援学級等の経験学習の各プロセスでどうすべきなのか理解し、専門家として自律的に学んでいく素地を身につける。また、自身が教師になった際の成長をイメージでき、自身が若手教師になった際に抱えると考えられる課題を把握し、適切な解決法を知る。加えて専門家としての教育的鑑識眼を養い、授業や学級経営においてどのように現場をみればよいのかわかる。そして、若手のリーダーとして後輩教員にメンタリングを行えるようになる。

◎2単位

◎9月に集中実施

◎1日6時間×10日(合計60時間)*事前・事後指導、実習中の指導を含む

- ・現職教員学生の原籍校(移動式連携協力校(公立))で行う。
- ・実習校の若手教員を対象に1対1のメンタリングを行う。
- ・現職教員学生は、これまで学習したメンタリング理論を用いて、1対1の個別メンタリングを行う。若手教員へのインタビューを行い、若手教員が抱える特別支援教育する課題や悩みについて分析を行い、それらに基づいて個別メンタリングを実施する。
- ・学部新卒学生は、現職教員学生が実施する1対1の個別メンタリングを観察し、分析を行う。その結果を踏まえて現職教員学生と振り返りを行う。また、後半には状況に応じて前半での分析成果をふまえてメンターとして教職大学院の学部新卒学生1年生を対象に、もしくは、若手教師の授業映像等を用いて模擬メンタリングを行う。
- ・分析結果を学校課題解決研究Ⅰ・Ⅱで共有、議論し、それらを踏まえ効果的なメンタリングについてレポートにまとめる。

・実習施設に求める要件

神奈川県教育委員会、横浜市教育委員会、川崎市教育委員会、相模原市教育委員会との協定により、各教育委員会が重視する教育課題や人事構想等に基づいて派遣される現職教員学生を、管理職の理解と支援を前提に、原則として連携協力校(移動式)とし、「メンタリング実地研究」「チームメンタリング実地研究」「特別支援教育メンタリング実地研究」「特別支援教育チームメンタリング実地研究」において、学校及び地域の教育課題解決に取り組む。連携協力校の期間は院生の大学院在籍期間も含め、3年程度とする。その際、単に教育課題解決にのみ焦点化するのではなく、教員の協働性を構築或いは活性化させ、若手の多い学校であっても、「チームとしての学校」の力を高めることができるよう、支援していく。したがって院生個人を支援するだけではなく、学校全体を支援することが前提となるとともに、さらに地域全体に波及効果を及ぼすことができるよう、必要に応じて、近隣学校等の教員も参加できるような研修の場も工夫する。

現職教員が修了後、院生が原籍校に戻らない場合(教育委員会への配属や学校の異動等の場合)も含め、当該連携協力校に対しては、合計3年程度、大学教員による支援を継続して行うなど、大学教員のマンパワーが許す範囲で、各地域の事情に応じた柔軟な対応をしていく。

院生修了後の連携協力校の支援は、修了した院生を通じて間接的に行う場合と連携協力校に直接訪問して行う場合が想定される。修了した院生を通じた支援は常時行うが、連携協力校に直接訪問する支援は、学校と相談の上、標準履修の場合は、3年目に年1~2回程度、短期履修の場合は、2年目に年3回程度、3年目は1~2回程度を目安と考えている。

3年終了後は、各教育委員会との協議により、新しい派遣教員の原籍校など新たな連携協力校を選定する。

認可時の計画どおりに履行している。

・学生の配置人数等

記載なし

現職教員学生については、原籍校である連携協力校(移動式)にそれぞれ配置。学部新卒学生については、新規連携協力校(固定式)、附属学校である連携協力校(固定式)、現職教員学生が在籍する連携協力校(移動式)に1名ずつ配置。(29)

平成30年度の現職教員学生は、原籍校である連携協力校(移動式)にそれぞれ配置。学部新卒学生は、連携協力校(固定式)、現職教員学生が在籍する連携協力校(移動式)、修了生が在籍する連携協力校(移動式)にそれぞれ配置。(30)

・問題対応、きめ細やかな指導を行うための実習委員会の設置等

連携協力校・学校実習部会を設置する。本部会は、連携協力校との調整、学校実習の企画・運営・評価を担当する。また、教育委員会との連携による修了生及び連携協力校のフォローアップについても調整を行う。

〈組織、構成員、開催状況、審議事項〉

認可時の計画どおりに履行している。
横浜国立大学教職大学院諮問会議において、連携協力校の校長を構成員とし、連携に関する調整・協議を行うこととしている。(29)

連携協力校・学校実習部会において学校実習に関わる検討を行い、高度教職実践専攻運営委員会で報告し、問題の共有、指導に関する情報の共有を行ってきた。また、4教育委員会委員及び連携協力校委員参加のもと、平成29年8月30日、平成30年2月17日に横浜国立大学教職大学院諮問会議を開催し、実習の実施状況や次年度の連携に関する調整・協議を行った。

平成30年度についても、適宜、連携協力校・実習部会を開催し、運営委員会で情報を共有する。また、年2回、横浜国立大学教職大学院諮問会議において、平成29年度同様、連携に関する調整・協議を行うこととしている。(30)

・学生へのオリエンテーションの内容、方法

記載なし

4月にオリエンテーションを実施。実習の手引き(付属資料⑩)参照。(29)

4月にオリエンテーションを実施。特に学部新卒学生の実習に対するきめ細やかな指導を行うため、平成30年度は、学部新卒学生を対象としたオリエンテーションを別途開催した。実習の手引き(付属資料⑩)参照。(30)

イ 実習指導体制と方法

・巡回指導計画

- 授業基礎実地演習
 - ・実習担当大学教員による授業実習時の訪問(週1回程度)
- 学級・学年経営基礎実地演習
 - ・実習担当大学教員による定期的な訪問(週1回程度)
- 特別支援教育授業基礎実地演習
 - ・実習担当大学教員による授業実習時の訪問(週1回程度)
- 特別支援学級・学年経営基礎実地演習
 - ・実習担当大学教員による定期的な訪問(週1回程度)
- チームメンタリング実地研究
 - ・学校組織・課題分析時の訪問(月2回以上)
 - ・チームメンタリング実施時の訪問(月2回以上)
- メンタリング実地研究
 - ・メンタリング実施時における実習担当大学教員による訪問(期間中週1回程度)
- 特別支援教育チームメンタリング実地研究
 - ・学校組織・課題分析時の訪問(月2回以上)
 - ・チームメンタリング実施時の訪問(月2回以上)
- 特別支援教育メンタリング実地研究
 - ・メンタリング実施時における実習担当大学教員による訪問(期間中週1回程度)

〈指導教員の配置、人数(助手を含む)、指導教員の役割
巡回スケジュール、巡回する頻度等〉

認可時の計画どおりに履行している。

横浜国立大学教職大学院

- ・実習担当教員ごとに勤務モデル等
- ・実習計画全体が掌握できる年間スケジュール
- ・各班のスケジュール表

・各段階における学生へのフィードバック、アドバイスの方法等

○授業基礎実地演習

実習担当大学教員は、院生の報告を受け、実習全般の指導(指導案の作成等、授業についての指導・助言、授業の省察)を行う。また、その際は実習校の教員と連携・協力し、実践・理論の往還を意識して実施する。

認可時の計画どおりに履行している。

○学級・学年経営基礎実地演習

実習担当大学教員は、院生の報告を受け、実習全般(授業、学級経営、学年経営、校務分掌など教師生活に関わるもの)の指導を行う。また、その際は実習校の教員と連携・協力し、実践・理論の往還を意識して実施する。

○特別支援教育授業基礎実地演習

実習担当大学教員は、院生の報告を受け、実習全般の指導(指導案の作成等、授業についての指導・助言、授業の省察)を行う。また、その際は実習校の教員と連携・協力し、実践・理論の往還を意識して実施する。

○特別支援学級・学年経営基礎実地演習

実習担当大学教員は、院生の報告を受け、実習全般(授業、学級経営、学年経営、校務分掌など教師生活に関わるもの)の指導を行う。また、その際は実習校の教員と連携・協力し、実践・理論の往還を意識して実施する。

○チームメンタリング実地研究

実習担当大学教員は、院生から学校組織・課題の分析状況の報告を受けるとともに、院生への指導助言、活動の実現に向けての管理職との協議、院生の活動見学などを行う。設計の際は、学校課題研究とのコーディネートを行いつつ、院生への指導助言を行う。実施の際は、実施の様子を観察しつつ、状況に応じて専門的知識の提供・支援も行う。また、大学院では院生の形成的評価の指導・助言を行う。評価の際は、院生が集めたデータ分析の指導・助言を行う。

○メンタリング実地研究

実習担当大学教員はメンタリングの事前相談やメンタリング実施の際に実習校に訪問する。院生からメンタリングの進捗状況の報告を受けるとともに、院生への指導助言、校長等との協議、院生の活動見学などを行う。実践を院生とともに省察し、メンタリングについて指導する。

○特別支援教育チームメンタリング実地研究

実習担当大学教員は、院生から学校組織・課題の分析状況の報告を受けるとともに、院生への指導助言、活動の実現に向けての管理職との協議、院生の活動見学などを行う。設計の際は、学校課題解決とのコーディネートを行いつつ、院生への指導助言を行う。実施の際は、実施の様子を観察しつつ、状況に応じて専門的知識の提供・支援も行う。また、大学院では院生の形成的評価の指導・助言を行う。評価の際は、院生が集めたデータ分析の指導・助言を行う。

・学生の実習中、実習終了後のレポート作成・提出等

- ・実習中の記録はタブレット端末を用いて行う。文字情報だけでなく、映像や画像など、あらゆる角度から記録を行う。
- ・実習中は毎日上記記録をまとめて日誌を作成する。日誌についてもタブレット端末上で作成し、作成した日誌は教職大学院のSNSにアップロードされ、他の大学院生と共有され、情報交換やコメントを付け合うことができる。これらの記録は「学校課題解決研究Ⅰ・Ⅱ」においても利用される。
- ・最終レポートは、これまでの日誌やタブレット端末で記録した映像や画像を用いて作成する。

認可時の計画どおりに履行している。

ウ 施設との連携体制と方法

- ・施設との連携の具体的方法、内容
- ・相互の指導者の連絡会議設置の予定等
- ・大学と実習施設との緊急連絡体制
- ・各施設での指導者の配置状況
- ・実習前、実習中、実習後等における施設との調整・連絡等

(規程、メンバー、開催状況、協議内容等)

基礎実地演習においては、連携協力校における実習担当教員と、実習担当大学教員が密に連絡をとり、相互に協力して実習指導に当たることにより、実習水準を確保する。メンタリング実地研究においても、連携協力校における管理職及び実習担当教員と、実習担当大学教員が協議しながら、相互に協力して実習指導に当たることにより、実習水準を確保する。具体的には、連携協力校における実習担当教員、実習担当大学教員が(状況に応じて管理職も)、実習前には、実習の計画について調整を行い、実習中は巡回指導時に実習状況について情報共有を行う。実習後には、実習の結果について協議を行う。

認可時の計画どおりに履行している。

エ 単位認定等評価方法

- ・各施設での学生の評価方法
- ・各施設の指導者と大学側の指導者との評価方法・連携
- ・大学における単位認定方法

すべての実習については、実習校との協議で決定した「実習評価」を元に単位を認定する。詳細は以下のとおりである。認可時の計画どおりに履行している。

○授業基礎実地演習

・院生の実習でのポートフォリオ（児童・生徒の実態記録、実施授業の指導案、授業記録など）や本人との面談等、また、実習校の指導教員からの聞き取りにより評価する。

・この実習の評価に基づいて、「学級・学年基礎実地演習」の実施可否を判断する。

○学級・学年経営基礎実地演習

・院生の実習でのポートフォリオ（児童・生徒の実態記録、学級・学年経営、学校行事、校務分掌の記録、実施授業の指導案、授業記録など）や本人との面談等、また、実習校の指導教員からの聞き取りにより評価する。

○特別支援教育授業基礎実地演習

・院生の実習でのポートフォリオ（児童・生徒の実態記録、実施授業の指導案、授業記録など）や本人との面談等、また、実習校の指導教員からの聞き取りにより評価する。

・この実習の評価に基づいて、「特別支援学級・学年基礎実地演習」の実施可否を判断する。

○特別支援学級・学年経営基礎実地演習

・院生の実習でのポートフォリオ（児童・生徒の実態記録、学級・学年経営、学校行事、校務分掌の記録、実施授業の指導案、授業記録など）や本人との面談等、また、実習校の指導教員からの聞き取りにより評価する。

○チームメンタリング実地研究

・学校組織・課題の分析、チームメンタリング設計、実施、評価の各セッションについてそれぞれ評価を行い、フィードバックを返す。院生の実習でのポートフォリオ（チームメンタリングのための課題分析、計画、実施記録、結果の分析など）や本人との面談、実習校の教員や管理職から聞き取り、最終レポート等をもとに評価を行う。

○メンタリング実地研究

・院生の実習でのポートフォリオ（メンタリングのための若手教師の課題分析、計画、実施記録、結果の分析など）やメンタリング計画の実施とそれに伴うメンタリングの成果、最終レポートをもとに評価する。メンタリング計画の実施、成果の評価のために、本人との面談、メンティ役の若手教員からの聞き取りも行う。

○特別支援教育チームメンタリング実地研究

・学校組織・課題の分析、チームメンタリング設計、実施、評価の各セッションについてそれぞれ評価を行い、フィードバックを返す。院生の実習でのポートフォリオ（チームメンタリングのための課題分析、計画、実施記録、結果の分析など）や本人との面談、実習校の教員や管理職から聞き取り、最終レポート等をもとに評価を行う。

○特別支援教育メンタリング実地研究

・院生の実習でのポートフォリオ（メンタリングのための若手教師の課題分析、計画、実施記録、結果の分析など）やメンタリング計画の実施とそれに伴うメンタリングの成果、最終レポートをもとに評価する。メンタリング計画の実施、成果の評価のために、本人との面談、メンティ役の若手教員からの聞き取りも行う。

4 教育委員会等との調整内容の履行状況

認可(設置)時の計画	履行状況
<p>※以下の事項について、認可時に計画がない場合は、その旨を記載するとともに、現在の状況や検討状況を「履行状況」欄へ記載すること。</p> <p>ア 養成する人材像について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象とする学生層(現職教員学生と学部新卒者)と規模 学生層は、現職教員学生10名程度、学部新卒学生5名程度、計15人とする。 ・教育委員会から推薦を受ける現職教員の派遣要件 教員免許状(一種)を有し、7年以上の教職経験並びに2校以上の学校現場経験などを有する者という出願資格に加え、各教育委員会から推薦を受ける現職教員学生の派遣要件は、授業づくりや学級・学年経営等に関する実務経験を有し、学校や地域の教育課題解決に向けて積極的に努力し学び続けようとする高い志を有する教員とする。 <p>イ 教育課程・教育方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実践的指導力を育成する体系的で効果的なカリキュラム編成 学校教育にかかわる課題に、学校内、学校間、地域と協働して対応できるメンタリング能力の高い、教育活動の質を高める実践的問題解決能力を持った教員の育成を目的とし、神奈川県、各政令指定都市等の教育委員会からの要望事項を踏まえ、今日的教育課題とともに神奈川県の地域実態をカリキュラムに反映させ、授業科目を構成している。 また、学部版「教員養成スタンダード」を踏まえ、神奈川県教育委員会による教職大学院に要望する「到達目標」や横浜市教育委員会作成の「教職員のキャリアステージにおける人材育成指標」等を参考に教職大学院版「教員養成・育成スタンダード」に基づくカリキュラムを編成した。 ・実践的で新しい教育方法の開発・導入の方策 授業は、原則として研究者教員と実務家教員のチーム・ティーチング、少人数(最大15名)、「講義+演習」を基本とした90分2コマで実施する。各授業科目は、講義での理論的整理、演習での事例研究やワークショップ、連携協力校での実証授業や参与観察等で構成し、分析・省察を通じた理論的裏付けに基づく知見の整理といった往還の過程をたどることで理論と実践の融合を図る。 院生の主体的・能動的な学びを重視し、グループ討議、ワークショップ、シミュレーション、事例研究、模擬授業等のアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れる。また、授業においても、連携協力校に加え、先進的、特色のある取り組みを行っている学校において、フィールドワーク、授業観察・分析を行う。その他、ICTを積極的に活用し、反転学習等のブレンディッド・ラーニングも導入する。発展的な学習として、教員と院生が協力して、教育課題の解決方法を探るプロジェクト研究を行うことにも取り組む。 ・デマンド・サイドの意見・ニーズが反映される教育課程等の改善のシステム 教職大学院と教育委員会、連携協力校の連携について協議する教職大学院連携会議(諮問会議)を設置し、教育委員会、連携協力校等とともに、教職大学院の全般について協議と評価を行い、デマンド・サイドの意見・ニーズを踏まえて、教育課程を改善するシステムを構築する <p>ウ 履修形態について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現職教員学生が職務に従事しながら履修する場合における昼夜開講制等の配慮・工夫の方策 県内教育委員会からの強い要望により現職教員の履修の便宜等に配慮し、7年以上の教職経験並びに2校以上の学校現場経験を有する者のうち、「授業基礎実地演習」「学級・学年経営基礎実地演習」「特別支援教育授業基礎実地演習」「特別支援学級・学年経営基礎実地演習」を履修したものとみなし免除することのできる教職経験をもつ者については、短期履修(1年)を認める。 <p>エ 教員組織について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理論と実践の融合が担保される教員組織の全体構成 研究者教員6人と実務家教員8人(うち3人は教育委員会からの派遣によるみなし専任)の計14人で編成する。実務家教員は、小学校、中学校、特別支援学校の実務経験を有している者7人、教育行政(文部科学省)の実務経験を有している者1人である。うち2人は行政職(県教育委員会)の経験を、3人は管理職(校長)としての経験を、2人は両方の経験を重ねている。なお、実務家教員の1名は、学年進行中に規定上の定年に達するため、行政職(県教育委員会)及び管理職(校長)としての経験を有する後任の教員を平成30年4月に採用する。実践経験を学生の指導に活かすと同時に、経験した学校種や教科を超えて連携協力校との協働研究を支えていくことが期待できる。 研究者教員はいずれも、学校現場の現状や教育実践について深い理解を持ち、これまで学校現場に根差した教育実践研究を積極的に行っている。 ・実務家教員に求める教職経験の内容、資質等 実務家教員は、自身の実践経験を学生指導に生かすため、教員等学校教育関係者(教諭、校長・教頭等の管理職、指導主事及び幅広い教育関連行政における勤務経験等がある者)としての実務経験が概ね20年程度あり、担当する専門分野に関する高度の教育上の指導能力を有する者とする。 	<p>認可時の計画どおりに履行している。</p> <p>認可時の計画どおりに履行している。</p> <p>認可時の計画どおりに履行している。</p> <p>認可時の計画どおりに履行している。</p> <p>認可時の計画どおりに履行している。</p> <p>認可時の計画どおりに履行している。 なお、平成29年度は、横浜国立大学教職大学院諮問会議を、4教育委員会委員及び連携協力校委員参加のもと、平成29年8月30日と、平成30年2月17日の2回開催し、教職大学院の教育課程や実習などについて協議を行った。平成30年度も年2回開催する予定である。(30)</p> <p>認可時の計画どおりに履行している。</p> <p>認可時の計画どおりに履行している。</p>

横浜国立大学教職大学院

・都道府県等の教育センターの専門的職員の活用・協力

神奈川県、横浜市、川崎市の各教育委員会から、特別支援教育、教員研修、教育の情報化を専門とする職員の派遣を要請し、みなし専任教員として配置し、担当する専門分野に関する指導及び教職大学院の運営について協力を得る。

認可時の計画どおりに履行している。

・実務家教員の質確保にかかる継続的な採用の方策

教職大学院連携会議(諮問会議)において、みなし専任教員の計画的な派遣を協議するとともに、専門分野に関する高度の教育上の指導能力を有する現職教員に関する情報交換を継続的に行うことにより、実務家教員の確保に努める。また、教職大学院スタッフによる共同研究に継続的取り組みることによって、実務家教員の研究力量の向上を図り、研究成果を授業に活かすようにする。

認可時の計画どおりに履行している。

オ 連携協力校の在り方について

・連携協力校設定の考え方

神奈川県教育委員会、横浜市教育委員会、川崎市教育委員会、相模原市教育委員会との協定により、各教育委員会が重視する教育課題や人事構想等に基づいて派遣される現職教員学生の原籍校を、管理職の理解と支援を前提に、原則として連携協力校(移動式)とし、学校及び地域の教育課題解決に取り組む。連携協力校の期間は院生の大学院在籍期間も含め、3年程度とする。その際、単に教育課題解決にのみ焦点化するのではなく、教員の協働性を構築或いは活性化させ、若手の多い学校であっても、「チームとしての学校」の力を高めることができるよう、支援していく。さらに地域全体に波及効果を及ぼすことができるよう、必要に応じて、近隣学校等の教員も参加できるような研修の場も工夫する。

認可時の計画どおりに履行している。

現職教員が修了後、院生が原籍校に戻らない場合(教育委員会への配属や学校の異動等の場合)も含め、当該連携協力校に対しては、合計3年程度、大学教員による支援を継続して行うなど、大学教員のマンパワーが許す範囲で、各地域の事情に応じた柔軟な対応をしていく。3年終了後は、各教育委員会との協議により、新しい派遣教員の原籍校など新たな連携協力校を選定する。

「連携協力校(固定式)」は、神奈川県教育委員会、横浜市教育委員会、川崎市教育委員会、相模原市教育委員会からの推薦により、学校及び地域の教育課題に取り組んでいる学校、特色のある取り組みを実施している学校等を選定する。附属鎌倉小学校、附属鎌倉中学校、附属横浜小学校、附属横浜中学校、附属特別支援学校においては、「授業基礎実地演習」「学級・学年経営基礎実地演習」「特別支援教育授業基礎実地演習」「特別支援学級・学年経営基礎実地演習」の実習校として、また、特色ある取り組みに応じて「連携協力校」の役割も負うこととする。

・具体的な連携協力内容

学校実習において連携を図る。実習は、二系統に分類して行う。一つの系統は「授業基礎実地演習」、「学級・学年経営基礎実地演習」「特別支援教育授業基礎実地演習」、「特別支援教育学級・学年経営基礎実地演習」である。授業や学校経営に関する知見等を、実践を通して身に付ける。今一つは、「チームメンタリング実地研究」、「メンタリング実地研究」、「特別支援教育チームメンタリング実地研究」、「特別支援教育メンタリング実地研究」で、主に教員間の協働性を活性化するための教職メンタリングの角度から実習を行う。

認可時の計画どおりに履行している。

・毎年度継続して連携協力校等を確保できる方策

教職大学院連携会議(諮問会議)において、連携協力校について継続的に協議し、毎年度の入学生に応じた連携協力校を確保する。

認可時の計画どおりに履行している。

なお、平成29年度は、横浜国立大学教職大学院諮問会議を、4教育委員会委員及び連携協力校委員参加のもと、平成29年8月30日と、平成30年2月17日の2回開催し、連携協力校及び現職教員派遣数などについて協議を行った。平成30年度も年2回開催する予定である。(30)

カ 実習の在り方について

・設置の趣旨、特色、教育課程等を踏まえた、実習校の学校種、規模、立地条件に応じた実習先の考え方

本専攻では、神奈川県内の学校や地域の抱える教育課題を共有し解決に導くプロセスにおいて、メンタリングの考え方・手法を導入し、同僚性を構築或いは活性化して、「学び続ける教員」と「学びを支える教員」による「学び合いの関係性」を醸成することで、世代交代の急激な神奈川県下における教育課題の解決と同時に中核の中堅教員及び若手教員が学校づくりに協働的に参画しうる資質能力の向上を目的としている。

認可時の計画どおりに履行している。

そのため、実習は、各学校における教育課題(例えば学力向上や児童生徒指導など)の解決に参画しつつ、その過程にメンタリングの考え方・手法を意図的・計画的に取り入れ、「学び続ける教員」と「学びを支える教員」による「学び合いの関係性」を構築或いは活性化し、連携協力校の「チームとしての学校」の力を高めるとともに、教職大学院生のみならず、在籍教員の資質能力の向上にも資することをねらいとしている。

小学校、中学校の連携協力校(固定式)については、横浜市教育委員会、川崎市教育委員会、相模原市教育委員会において、派遣する現職教員学生が確定した段階で連携協力校(移動式)での対応が難しい場合に、調整を行うことになっている。高等学校については、総合学科高等学校である神奈川県立鶴見総合高等学校を連携協力校(固定式)を選定、特別支援学校については、神奈川県立金沢養護学校を連携協力校(固定式)を選定した。

横浜国立大学教職大学院

- ・学生層(現職教員・学部新卒者)に応じた実習校の学校種, 実習内容, 実施年次の考え方

学部新卒学生の「授業基礎実地演習」「学級・学年経営基礎実地演習」「特別支援教育授業基礎実地演習」「特別支援学級・学年経営基礎実地演習」については、希望する学校種を選択できるよう配慮して、実習校を選定する。

現職教員院生は、原籍校において各学校における教育課題に合わせて「メンタリング実地研究」「チームメンタリング実地研究」「特別支援教育メンタリング実地研究」「特別支援教育チームメンタリング実地研究」を行う。ストレートマスターは自身の問題関心にあわせて、いずれかの現職院生の原籍校で現職教員院生とペアで実習を行う。

キ 教職大学院の管理運営体制

- ・恒常的に教育委員会等デマンド・サイドと密接に連携する方策

教職大学院と教育委員会、連携協力校の連携について、協議する教職大学院連携会議(諮問会議)を設置し、教育委員会、連携協力校等とともに、教職大学院の全般について協議と評価を行い、デマンド・サイドの意見・ニーズを踏まえて、教職大学院が養成する人材像、カリキュラムの内容、教員の派遣、学校実習の実施等の事項を審議する。

構成メンバーは、神奈川県教育局指導部長、教職員人事課長、企画調整担当課長、横浜市教職員人事部教職員育成課長、同担当課長、川崎市教職員課長、同担当課長、相模原市総合学習センター研究・研修班担当課長、学校教育部教職員課主幹、連携協力校(校長)、附属学校(附属学校部長)を予定している。

- ・学校教育の実態や社会の変化等に柔軟に対応しうる機動的な管理運営システムの確立

教育学研究科委員会の下に、高度教職実践専攻会議を置く。専攻会議には専攻長をおく。専攻会議は、教職大学院連携会議(諮問会議)の審議内容を踏まえ、人事、予算、カリキュラム等の事項を審議する。専任教員及びびみなし教員で構成する。また、専攻会議の下に3つの組織をおき、カリキュラム、学校実習、入試・広報等について検討する。

認可時の計画どおりに履行している。

認可時の計画どおりに履行している。

なお、平成29年度は、横浜国立大学教職大学院諮問会議を、4教育委員会委員及び連携協力校委員参加のもと、平成29年8月30日と、平成30年2月17日の2回開催し、教育課程、学校実習の実施状況、連携協力校及び現職教員派遣数などについて協議を行った。平成30年度も年2回開催する予定である。(30)

認可時の計画どおりに履行している。

添付資料一覧

- 資料① 横浜国立大学教職大学院案内
- 資料② 横浜国立大学教職大学院概要
- 資料③ 平成30年度横浜国立大学教職大学院 教育学研究科高度教職実践専攻 学生募集要項
- 資料④ 平成30年度（2018年度）横浜国立大学教職大学院（教育学研究科高度教職実践専攻）履修の手引き
- 資料⑤ シラバス
- 資料⑥ 横浜国立大学教職大学院スタンダード
- 資料⑦ 横浜国立大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻運営委員会規則
- 資料⑧ 横浜国立大学教職大学院諮問会議規則
- 資料⑨ 連携協力校一覧
- 資料⑩ 平成30年度（2018年度）入学者適用 横浜国立大学教職大学院（教育学研究科高度教職実践専攻）実習の手引き